

# 京丹後市学校再配置検討委員会及び検討分科会設置要綱

平成19年5月9日

教育委員会告示第12号

(設置)

第1条 本市の小学校及び中学校の再配置を検討するため、京丹後市学校再配置検討委員会(以下「委員会」という。)及び別表に定める京丹後市学校再配置検討分科会(以下「分科会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、京丹後市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、小学校及び中学校の再配置に関する事項について検討し、教育委員会に報告するものとする。

2 分科会は、設置地域における小学校及び中学校の再配置に関する事項について検討し、委員会に報告するものとする。

(委員会、分科会の組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- |                         |       |
|-------------------------|-------|
| (1) 学識経験者               | 2人以内  |
| (2) 地域まちづくり協議会会長        | 6人以内  |
| (3) 第7条に規定する分科会の座長及び副座長 | 12人以内 |

2 分科会は、分科会の設置地域内の1学校につき3人以内の委員をもって構成し、分科会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- |              |
|--------------|
| (1) 学識経験者    |
| (2) P T A会長等 |
| (3) 保護者      |

(任期)

第4条 委員会、分科会の委員の任期は、委嘱の日から第2条第1項に規定する所掌事務が終了するまでとする。

2 分科会の委員は、設置地域に住所を有しなくなったときには、その職を失う。

3 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとする。

(委員会)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(分科会)

第7条 分科会に、座長及び副座長各1人を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選とする。

3 座長は、分科会の会務を総理し、分科会を代表する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(分科会の会議)

第8条 分科会は、座長が招集し、会議の議長となる。

2 分科会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第9条 委員会及び分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会及び分科会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、委員会及び分科会の運営に関し必要な事項は、委員長又は座長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年5月10日から施行する。

別表(第1条関係)

分科会の名称	設置地域
峰山町学校再配置検討分科会	合併前の峰山町の地域
大宮町学校再配置検討分科会	合併前の大宮町の地域
網野町学校再配置検討分科会	合併前の網野町の地域
丹後町学校再配置検討分科会	合併前の丹後町の地域
弥栄町学校再配置検討分科会	合併前の弥栄町の地域
久美浜町学校再配置検討分科会	合併前の久美浜町の地域